

青森県肝炎ウイルス検査初回 精密検査費助成事業実施要綱 の改正について



陽性者フォローアップ事業

県または市町村(令和元年4月時点で県内35市町村)で、B型及びC型肝炎ウイルス検査を受けて陽性だった方が適切に受療・自己管理が出来るようにフォローしています。

1. 事業内容

対象者に対し、必要により同意書等により本人の同意を得たうえで、①調査票の送付、②医療機関の受診状況・診療状況の確認、③電話での受診勧奨を行う。

原則は、継続して毎年行う。ただし、本人からの申し出や、医師が判断した場合、医療機関でフォローするとなった場合を除く。

※ウイルス再燃の可能性もあるため、ウイルスが陰性化してもフォローすることは望ましい。

陽性判明



フォローアップ事業案内
・同意を得る



助成事業の活用



&

受療状況の確認・相談支援



2. 実施主体

基本的に肝炎ウイルス検査の実施主体がフォローアップするが、陽性者ご本人からの要望に応じて、市町村又は県のいずれかに決めることが可能。

【参考】 令和元年8月末現在のフォローアップ事業対象者数(B型・C型合計)

→県:28名、市町村239名



初回精密検査費用助成

県または市町村で実施している肝炎ウイルス検査を受け、B型・C型肝炎ウイルスに感染していると判明した方に対して、初回の精密検査に係る費用の自己負担分を助成しています。

1. 対象となる方

以下のすべての項目を満たす方が対象です。

- ・県内市町村に住んでいる方。
- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者。
- ・1年以内に県、青森市及び八戸市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された方。
- ・**県又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した方。**

2. 助成回数

対象者につき1回まで

3. 請求方法

対象者は、県または市町村が行う肝炎ウイルス検診において陽性と判定された日（結果通知日）から1年以内に精密検査を受け、精密検査を受けた年度内に請求が必要です。（対象者は、原則同意しているフォローアップ事業の実施主体（県又は市町村）を通して請求）

必要書類

- ア 医療機関の領収書
- イ 診療明細書
- ウ 初回精密検査費用振込先金融機関の口座の分かる書類（通帳の写し等）
- エ 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し
- オ 肝炎ウイルス検査結果通知書の写し

★改正のポイント

○陽性者フォローアップ事業の対象者について

県の肝炎ウイルス検査事業及び市町村が実施する健康増進事業等で判明した陽性者に加え、**職域で実施する肝炎ウイルス検査で把握した陽性者についても、対象となった。**

○初回精密検査費助成事業の対象者について

県が実施する肝炎ウイルス検査及び市町村が実施する健康増進事業等で判明した陽性者に加え、**職域で実施する肝炎ウイルス検査での陽性者についても、対象となった。**
(1年以内に実施した検査が対象)

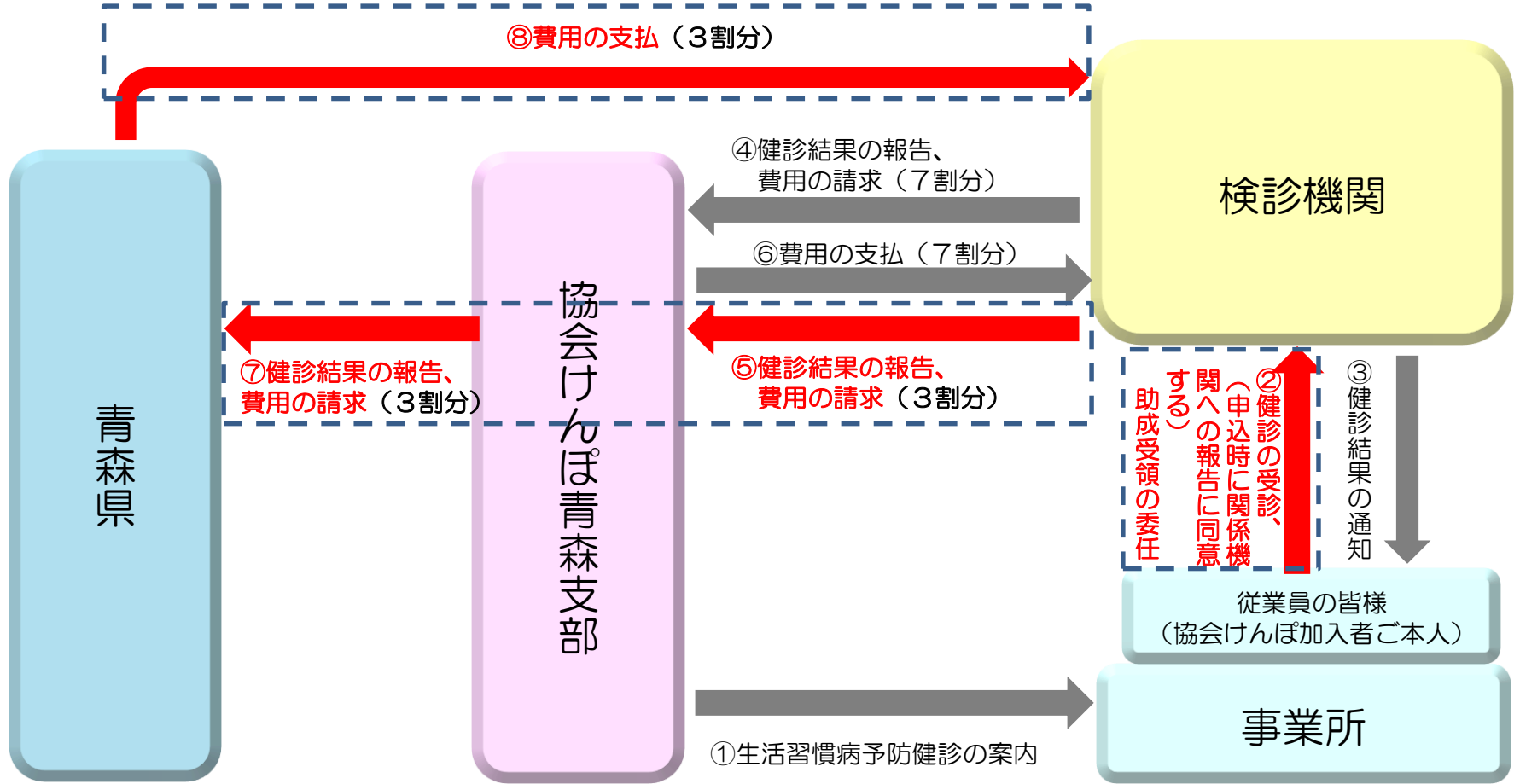
⇒職域での陽性者の場合、これまでの申請書類に加え、以下の書類が追加となる。

- ・ 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書
(申請者が既にフォローアップの同意をしている場合を除く)
- ・ 職域検査受検証明書(職域検査である旨が記載された書類があれば省略可)

↓

職域検査である旨の記載又は職域検査受検証明書がない場合、県は本人同意を得た上で、検診機関への照会する事ができる。

職域肝炎ウイルス検査費用助成制度における助成の流れ

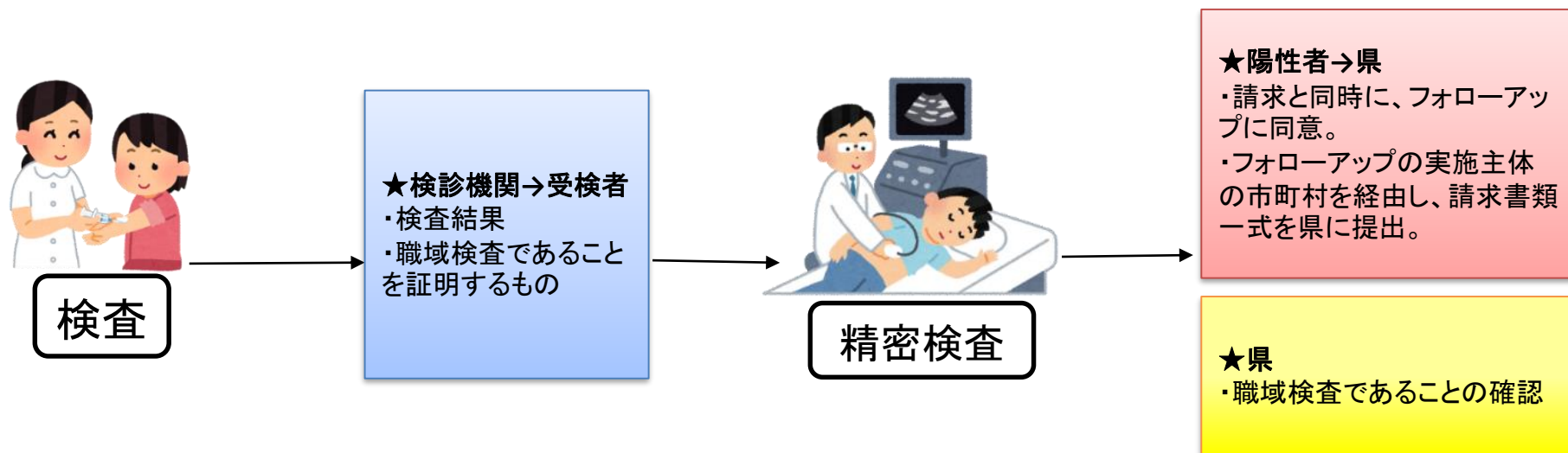


- 肝炎ウイルス検査は、健診受診当日に本人が直接健診機関に申し込む。また、本人が助成分（612円）の受領を健診機関に委任する。（図の②）
- 健診機関は、健診費用の自己負担分を除いた部分を、1月分をまとめて協会けんぽに請求する。（図の④）
- 健診機関は、健診費用の自己負担分を、1月分をまとめて協会けんぽを経由して県に請求する。（図の⑤）
- 協会けんぽは、健診費用のうち自己負担分を除いた部分を、1月分をまとめて健診機関に支払う。（図の⑥）
- 協会けんぽは、健診機関から県への請求（自己負担分）を取りまとめの上、県に提出する。（図の⑦）
- 県は、健診費用のうち自己負担分を、1月分をまとめて健診機関に支払う。（図の⑧）

職域肝炎ウイルス検査陽性者の初回精密検査費 助成の申請の流れ

フロー1

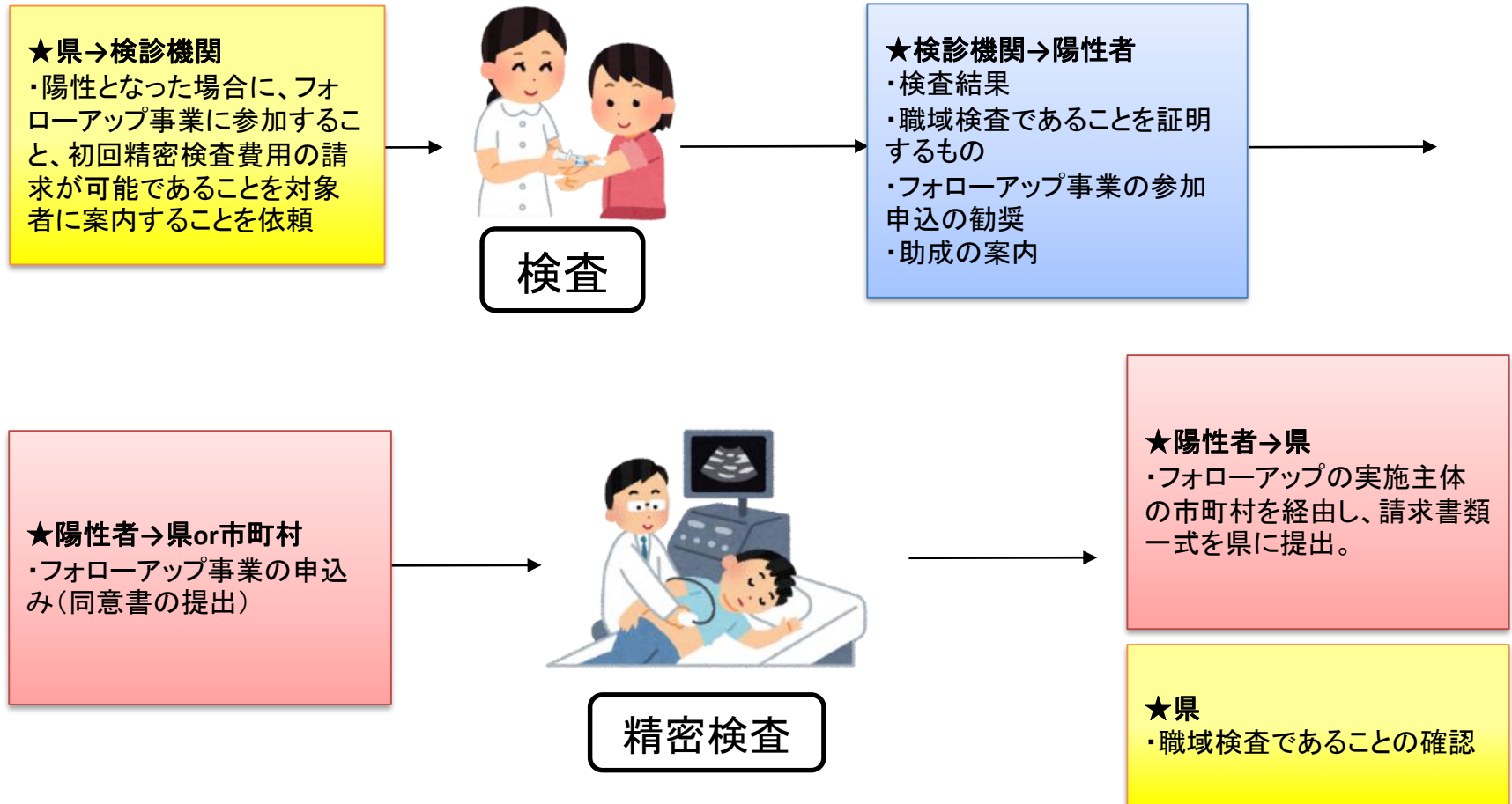
(陽性者が県に直接請求する場合)



※申請書類で職域検査であることを証明するものが確認できない場合、県が検診機関に照会。

フロー2

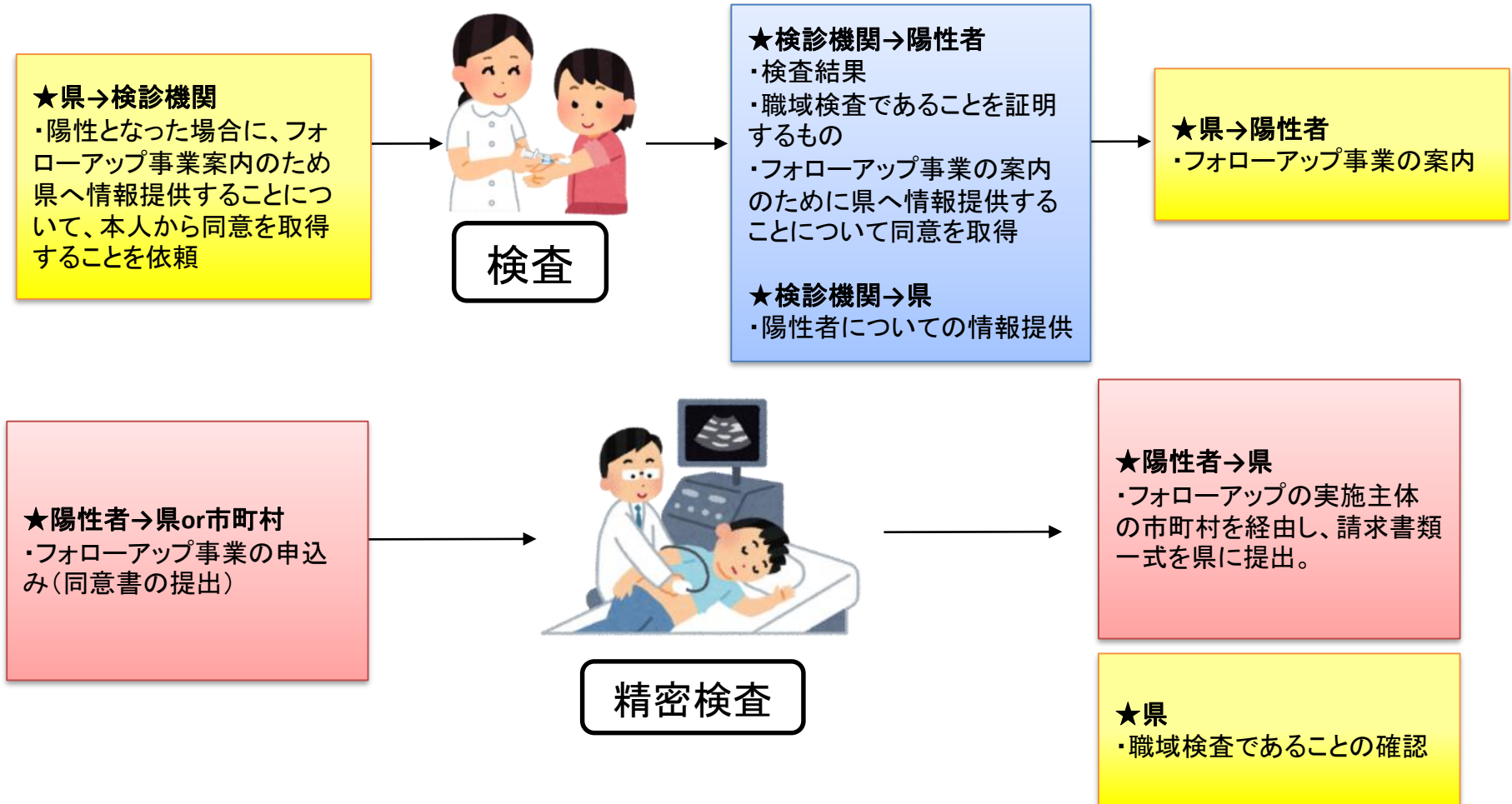
(職域肝炎ウイルス検査の実施機関から案内を受け、陽性者が県に請求する場合)



※申請書類で職域検査であることを証明するものが確認できない場合、県が検診機関に照会。

フロー3

(職域検診を受けた後、検診機関が県に情報提供することに同意し、県からの案内を受けて請求する場合)



※申請書類で職域検査であることを証明するものが確認できない場合、県が検診機関に照会。

各フローのメリット

	メリット			
	対象者	医療機関	市町村	県
フロー1		・説明や案内等の負担がない		
フロー2	・医療機関から案内されるため、当該助成制度を活用しやすい。		・医療機関の案内により制度利用が増え、フォローアップにつながりやすい。	・助成件数が伸びやすい ・医療機関の案内により制度利用が増え、フォローアップにつながりやすい。
フロー3	・県から案内されるため、当該助成制度を活用しやすい。	・説明や案内等の負担がない	・県の案内により制度利用が増え、フォローアップにつながりやすい。	・助成件数が伸びやすい ・県の案内により制度利用が増え、フォローアップにつながりやすい。

各フローのデメリット

	デメリット			
	対象者	医療機関	市町村	県
フロー1	・案内がないため、当該制度について把握しづらい		・制度利用者が少ないことが想定されるため、フォローアップにつながりにくい。	・助成件数が伸びにくい ・制度利用者が少ないことが想定されるため、フォローアップにつながりにくい。
フロー2		・フォローアップの説明、案内等の負担がかかる。	・フォローアップ対象者の増加による事務量の増加	・フォローアップ対象者の増加による事務量の増加
フロー3			・フォローアップ対象者の増加による事務量の増加	・フォローアップ対象者の増加による事務量の増加